【談話】自衛隊が海外で公然と武器使用を可能とする 新任務付与の閣議決定に抗議する

11月15日、安倍政権が南スーダンに派遣している自衛隊へ「駆け付け警護」等の新任務を付与することを閣議決定しました。昨年、国民の多くの反対を押し切って強行採決した安保関連法(戦争法)に基づくものです。

この決定は、専守防衛を旨としてきた自衛隊の役割を大きく変え、憲法の平和主義を葬り去るものです。

南スーダンでは、7月にも政府軍と反政府勢力との大規模な戦闘が起き、政府軍と国連 PKO 部隊との間でも一時交戦があり、国内避難民が暮らす国連南スーダン派遣団 (UNMISS) の関連施設も襲われ、少なくとも73人が犠牲になっています。

南スーダンのマイケル・マクエイ・ルエス情報相は、「我々は主権国家だ。市民は(派遣を)嫌っている。任務の詳細が分からなければ受け入れられない」と発言しています。また、反政府軍のマシャール前副大統領は各国メディアに対し、「和平合意は完全に崩壊した」「近く総攻撃をかける」などと話し、首都ジュバの奪還のため、いつ戦闘が再燃してもおかしくありません。

PKO 協力法に盛り込まれた 5 原則(1)紛争当事者間の停戦合意が成立、(2)受け入れ国を含む紛争当事者の同意、(3)中立的立場の厳守、(4)以上の条件が満たされなくなった場合に撤収が可能、(5)武器使用は要員防護のための必要最小限に限る、は完全に破綻しています。日本は、南スーダンが分離独立した 2011 年から UNMISS に陸上自衛隊の施設部隊を派遣しており、現在、およそ 350 人の隊員が道路や橋の整備、補修にあたっていますが、PKO 5 原則が破綻した状況からすれば、すでに撤退していなくてはなりません。

自衛隊の活動は現地で評価されていますが、武器を持って戦うようになれば政府軍、反政府軍双方から日本が「敵」として見なされてしまいます。自衛隊員の命が危険にさらされ、自衛隊員が他国の人を殺す可能性も高まります。

安倍政権は、反政府勢力を「紛争当事者」とは認定せず、さらに「戦闘行為」でなく「衝突」だとして、「PKO参加5原則は一貫して維持されている」と主張しています。「満州事変」「支那事変」として戦争の実態を隠し、アジア・太平洋戦争の破滅へ突きすすんだ戦前の軍部と同じ過ちを犯そうとしています。

いまこそ国民がこれを止めるために立ち上がらなければなりません。傍観をしていれば加害者にも、被害者にもなりかねません。自衛隊へ「駆けつけ警護」等を付与した閣議決定に抗議し、南スーダンからの自衛隊 PKO 部隊即時撤退と安保関連法の廃止を求めます。

以上

2016年11月15日

日本出版労働組合連合会 平和憲法委員会 委員長 小日向芳子